

2009.3.26

札幌高裁判決・一部勝訴 リストラ及び配転の業務上の必要性を 全て容認する不当判決

声明

1. 本日、札幌高等裁判所第3民事部(信濃孝一裁判長)は、NTTリストラ配転事件の判決(以下、本件判決という。)を言い渡し、苫小牧から東京へ配転された原告石黒について、年老いた両親を介護すべき強い事情があったとし、育児介護休業法第26条の趣旨に反する人事権の濫用があるとして賠償額を原審の100万円から150万円に増額した。これは、同じような事情を抱える労働者に対する企業の配転命令を厳しく制限するものであり、一定の評価をすることができる。
2. しかしながら、本件判決は、原告石黒を含む5名全員について各配転に「業務上の必要性がないとはいえない」と会社側の主張を認め、原告石黒を除く4名(いずれも道内配転)については「(配転による不利益は)通常甘受すべき程度」を超えないとして、原審判決(50万円認容)を覆す不当な判断を行なった。
3. 本件は、2002(平成14)年5月、NTTグループ各社が「利益の最大化」を図る構造改革として全国規模で強行した「11万人リストラ」による強制配転事件である。
会社は、人件費削減のために、51歳以上の労働者を対象にNTT東日本を一旦退職させ、新設子会社に30~15%の賃金カットで再雇用するという前代未聞の計画をすすめ、97%の社員を退職に追い込んだ。一方で、会社の退職強要を拒否した少数の労働者には、本人の健康や家庭の事情を無視した「見せしめ・報復」の全国配転を強行し、「事実上の50歳定年制」の貫徹を企図した。
4. 原告らは、こうした不当な圧力に屈せず転籍に応じなかった労働者である。原告らが、配転先で命じられた仕事は、住宅・商店街に対するチラシ配布や戸別勧誘、パソコン入力の単純作業、電話受けなどであり、遠距離・異職種配転までして行なわせる仕事では全くなかった。
今回の札幌高裁判決は、こうしたNTT東日本のリストラ・労務政策の意図や業務の実態に踏み込むことをせず、労働者の不利益を全く省みないものである。
5. NTTリストラ配転に対しては、東京、札幌、静岡、名古屋、大阪、松山、福岡の7地裁に配転無効確認等を求める提訴が提起され、本年1月15日には大阪高裁で労働者の逆転勝訴判決

が下されている。

原告団は、本件判決に到底承服できず、最高裁判所に上告するものである。原告団と弁護団は、今後、全国的な支援のもとでいっそう団結を固め、不当判決を跳ね返し、巨大企業の横暴を許さず労働者が人間らしく働ける職場を作るために、新たな決意にたって奮闘することを表明する。

2009年3月26日

NTTリストラ訴訟北海道原告団

NTTリストラ訴訟北海道弁護団

NTTリストラ訴訟支援道民共闘会議

通信産業労働組合

4人の慰謝料を取り消し / NTTリストラ控訴審判決 (共同通信)

NTTグループの大規模リストラに関連し、子会社への転籍拒否を理由に遠隔地へ配転したのは違法として北海道のNTT東日本社員ら5人(うち4人退職)が一人当たり300万円の慰謝料を求めた訴訟の控訴審判決が26日、札幌高裁であり、信濃孝一裁判長は5人に慰謝料支払いを命じた1審判決を変更。4人の慰謝料を取り消し、1人については100万円から150万円に増額する判決を言い渡した。

判決理由で信濃裁判長は、5人の配転についていずれもNTT側の主張を認め「業務上の必要性が認められる」と指摘。東京に配転となった1人については「両親を介護する必要があり、配転は不可欠でなかった」と認め、慰謝料を増額した。

2006年9月の1審札幌地裁判決は配転を違法と認め、5人に総額300万円の支払いを命じていた。

判決によると、NTTは02年5月、保守点検や電話案内などに従事していた51歳以上の一部社員を一度退職させ、賃金カットを伴う子会社での再雇用か全国配転のある残留を選択させた。

原告側によると、NTTのリストラをめぐる訴訟では、東京高裁が昨年3月、社員らの訴えを退ける一方、大阪高裁が今年1月、同社に慰謝料の支払いを命じており、それぞれ最高裁に上告されている。東京、高松の各高裁でも係争中。